

# 整備パターンの検討項目について

## 参考資料 1

第3回検討委員会では敷地内に1棟として整備する方向性を決定し、敷地内の庁舎の配置については引き続き検討を行うこととしました。

整備パターンの検討で考慮すべき項目は多岐にわたること、それぞれが密接に関連していること、等の理由から、ひとつの検討項目の観点だけでは整備パターンを決定できない状況となっています。

そこで整備パターン検討について、次の手順で検討を進め、7月に開催する最終回の検討委員会までにひとつの整備パターン案に絞ることとします。

【表1】

手順	検討内容
第4回 検討委員会 【手順1】	本庁舎建替基本構想に記載されたコンセプトについてキーワードを抽出し、キーワードから新本庁舎の整備で配置を検討する上で影響を考慮すべき項目をリスト化します。 (例：コンセプトには「市民に親しまれ、まちの賑わいに貢献する」と記載されていますが、具体的に新本庁舎で実現する場合は「敷地内の広場について検討」と読み替えられるように整理する。)
第5回 検討委員会 【手順2】	リスト化された項目を順次検討し、新本庁舎の整備に盛り込む「定量的表現」・「指標のある表現」に整理します。 (例：「敷地内の広場について検討」を進めますが、新本庁舎の設計条件として整理し「広場の大きさを〇〇㎡以上整備すること」など、明確に判断できる表現に整理する。)
第6回 検討委員会 【手順3】	「定量的表現」・「指標のある表現」について本庁舎建替基本計画検討委員会等の議論を経て整備パターンを絞り、7月に開催する最終回の検討委員会までにひとつの整備パターン案に絞ります。 (例：「広場の大きさを〇〇㎡以上整備すること」との条件に対し整備パターンの■案は合致せず、コンセプトを実現できないと判断されれば整備パターンから除外する。)

図：本庁舎建替基本構想コンセプトイメージ

